

「別紙2」

特別養護老人ホーム(指定介護老人福祉施設)

1. 基本料金 【従来型個室】

R3.8～

(1) 利用料金第4段階の方の料金 (1割負担)

単位:円

介護度	1日あたりの利用料金									1月 (30日)
	単価	居住費	食費	サービス体制強化加算	看護体制加算	夜勤職員配置加算	特定介護職員処遇改善加算	介護職員処遇改善加算	合計	
介護度1	573	1171	1445	6	12	13	14	50	3284	98520
介護度2	641						15	56	3358	100740
介護度3	712						17	62	3435	103050
介護度4	780						19	67	3508	105240
介護度5	847						20	73	3581	107430

(2) 利用料金第3段階②の方の料金

単位:円

介護度	1日あたりの利用料金									1月 (30日)
	単価	居住費	食費	サービス体制強化加算	看護体制加算	夜勤職員配置加算	特定介護職員処遇改善加算	介護職員処遇改善加算	合計	
介護度1	573	820	1360	14	6	12	14	50	2849	85470
介護度2	641						15	56	2923	87690
介護度3	712						17	62	3000	90000
介護度4	780						19	67	3073	92190
介護度5	847						20	73	3146	94380

(2) 利用料金第3段階①の方の料金

単位:円

介護度	1日あたりの利用料金									1月 (30日)
	単価	居住費	食費	サービス体制強化加算	看護体制加算	夜勤職員配置加算	特定介護職員処遇改善加算	介護職員処遇改善加算	合計	
介護度1	573	820	650	14	6	12	14	50	2139	64170
介護度2	641						15	56	2213	66390
介護度3	712						17	62	2290	68700
介護度4	780						19	67	2363	70890
介護度5	847						20	73	2436	73080

(3) 利用料金第2段階の方の料金

単位:円

介護度	1日あたりの利用料金									1月 (30日)
	単価	居住費	食費	サービス体制強化加算	看護体制加算	夜勤職員配置加算	特定介護職員処遇改善加算	介護職員処遇改善加算	合計	
介護度1	573	420	390	14	6	12	14	50	1479	44370
介護度2	641						15	56	1553	46590
介護度3	712						17	62	1630	48900
介護度4	780						19	67	1703	51090
介護度5	847						20	73	1776	53280

(4) 利用料金第1段階の方の料金

単位:円

介護度	1日あたりの利用料金									1月 (30日)
	単価	居住費	食費	サービス体制強化加算	看護体制加算	夜勤職員配置加算	特定介護職員処遇改善加算	介護職員処遇改善加算	合計	
介護度1	573	320	300	14	6	12	14	50	1289	38670
介護度2	641						15	56	1363	40890
介護度3	712						17	62	1440	43200
介護度4	780						19	67	1513	45390
介護度5	847						20	73	1586	47580

\*介護保険負担割合証にて、利用者負担の割合が**2割又は3割**の場合、一部負担金が**2割又は3割**の金額となります。

## 2. 介護給付サービス加算料金(共通加算)

項目	加算料金 (1日あたり)	解 説
① 初期加算	30円	新規入所及び1ヶ月以上の入院後、再び入所した場合に30日間加算されます。
② 外泊時費用	246円	入所の方が入院又は外泊した場合、6日間を限度として加算(入院初日及び末日は加算されません)
③ 経口移行加算	28円	経管により食事を摂取する入所の方が経口摂取を進めるために医師の指示に基づき移行計画を行った場合に原則180日を限度に加算
④ 経口維持加算	400円/月	多職種による食事の観察や会議室等の取組や摂食・嚥下機能を踏まえた経口維持支援を提供した場合に加算
⑤ 療養食加算	6円/回	医師の食事箋により療養食を提供した場合に加算
⑥ サービス提供体制強化加算	6円	介護従事者の専門性等のキャリアに着目した評価、また常勤職員が一定割合雇用されている事業所に加算(*日常生活継続支援加算との同時算定は致しません。)
⑦ 日常生活継続支援加算	36円	一定以上の介護福祉士の職員人員配置と重度者等の積極的な受け入れを行う事業所に加算(*サービス提供体制強化加算との同時算定は致しません。)
⑧ 看護体制制加算	12円	入所者の重度化等に伴う医療ニーズに対応する観点から、常勤看護師の配置や基準を上回る看護職員を配置していることの評価に加算
⑨ 夜勤職員配置加算	13円	必要なる夜勤職員の数を1人以上配置した場合に評価される加算
⑩ 若年性認知症患者受入加算	120円	若年性認知症患者を受入れ、本人やそのご家族の希望を踏まえた介護サービスを提供する場合に評価される加算
⑪ 口腔衛生管理加算	90円	歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行うと評価される加算
⑫ 排せつ支援加算	10円	多職種が共同して排泄に関する支援計画を作成し、それに基づき支援をした場合に評価される加算
⑬ 褥瘡マネジメント加算	3円	褥瘡発生を予防するために褥瘡ケア計画を作成し、それに基づき褥瘡管理を行った場合に加算 *3ヶ月に1回を限度とします。
⑭ 介護職員処遇改善加算	8,3%	介護職員の賃金の改善等を実施している施設に対し認められる加算(居住費・食事費用を除く、利用料金の費用総額に対し8,3%加算されます。)
⑮ 介護職員等特定処遇改善加算	2.3%	経験・技能のある職員に重点をおき、介護職員の更なる処遇改善を行うための加算(居住費・食事費用を除く、利用料金の費用総額に対し2,3%加算されます。)

## 3. 介護給付の対象とならないサービス料金

項目	料 金	解 説
----	-----	-----

① 特別な食事	実費	ご契約者のご希望に基づいて特別な食事を提供します。
② 理髪サービス	1500円(回)	理容師の出張による理髪サービスをご利用いただけます。
③ 貴重品管理サービス	1000円(月)	ご契約者のご希望により、貴重品管理サービスをご利用いただけます。
④ レクリエーション・クラブ活動費	実費	ご利用者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加した際に発生する材料費等の実費を負担いただきます。
⑤ 複写物(コピー)の交付	10円(枚)	コピーのご要望があった際、1枚10円にてご利用いただけます。
⑥ 日常生活上必要となる諸経費実費	実費	施設で提供するもの以外にご利用の方が必要とされる日常生活に要する費用をご負担いただきます。
⑦ 移送サービス	1000円	当施設が指定する医療機関の受診の他、移動の手段として当施設の車両を使用した場合にご負担いただきます。
		* 料金は1時間あたりの金額です。以降30分単位で500円ずつ加算されます。

《参考》

対象者		負担段階
村世帯 市民税 全非課税 市町	生活保護受給者	利用者負担第1段階
	高齢福祉年金受給者	
	課税年金収入+その他の所得の計80万以下の方	利用者負担第2段階
	課税年金収入+その他の所得の計80万円超120万円以下	利用者負担第3①段階
	課税年金収入120万円超の方	利用者負担第3②段階
上記以外の方		利用者負担第4段階